

19 宇市人第 835 号
平成 20 年 1 月 21 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

提 起 書

宇治市職員の給与について、下記のとおり提起する。

記

1 通勤手当の見直し

交通用具使用者への支給額の見直し

通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員への支給額を、使用する交通用具の種類区分及びその片道の使用距離に応じ、次に掲げる手当額（月額 55,000 円限度）を支給することとする。

交通用具の種類	支給手当額（月額）
自 動 車	片道距離 3km 未満は 3,830 円、片道距離 3km 以上は 1km まで毎に 730 円を加算 また、通勤用車両の駐車のため勤務地周辺に駐車場を有償にて賃借している場合は別途 2,000 円を加算
原動機付自転車 及び自動二輪車	片道距離 3km 未満は 1,400 円、片道距離 3km 以上は 1km まで毎に 360 円を加算
自 転 車	片道距離にかかわらず 2,000 円

ただし、隔日勤務職員及び再任用職員等については、通常 1 月当たりの通勤日数が異なるため別途調整するものとする。

夫婦等の場合であって、交通用具に同乗して通勤している職員にあっては、通勤手当を支給しない。

2 実施時期等

実施時期は、平成 20 年 4 月 1 日とする。平成 21 年度以降については、前年度の公用車レギュラーガソリン平均単価を基本に算出した支給額に原則見直しすることとする。